お問い合わせは 各電話番号へ

毎年5月は「消費者月間」です。今年度のテーマは「デジタル で快適、消費生活術~デジタル社会の進展と消費者のくらし~」 です。トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

「自分は大丈夫!」なんて思わないで! ネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意ください!

市役所職員を名乗る者から「保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、手続 きをしてもらうため、払い戻し先の金融機関を伝えた。

その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があ り、暗証番号を聞かれた。

本当は教えたくなかったが「カードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝 えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバン キングの申し込みがされていた…

こんなところに注意しましょう!消費生活センターからのお知らせ

ポイント 1 ATM でお金を振り込ませたり、直接お金 を渡す手口だけでなく、ネットバンキング を悪用した還付金詐欺も発生しています!

ポイント2 公的機関や金融機関が、電話で □座番号や暗証番号を聞き出す ことはありません!

お金が返ってくるという電話は、詐欺の 可能性があります。不安に思うことがあっ たら、すぐに最寄りの警察や消費生活セン ターにご相談ください!

 警察相談専用電話「#9110」 消費者ホットライン[188]



お困りの際は、市役所2階消費生活センター、市民相談センターにご相談ください!

■消費生活に関する相談 問消費生活センター ☎055-934-4841

相談の種類	と き	内容
消費生活相談	月~金曜日、8:30~17:15	契約問題や悪質商法に関する相談など消 費生活全般

■暮らしに関する各種相談 ⊕®市民相談センター ☎055-934-4700

相談の種類	と き	内 容	
市政・一般相談	月~金曜日、8:30~17:15	個人の生活上に生じた問題についての相 談や市への要望・意見など	
交通事故相談	月~金曜日、8:30~17:00	交通事故全般	
犯罪被害者等相談	月~金曜日、8:30~17:15	犯罪被害者等の支援に関する相談	
専門家による以下の相談は予約が必要です。			
人権相談	毎月第1・3水曜日、13:00~16:00	人権問題	
戸田地区人権相談 ※くるら戸田で実施	10・12・3月の第2水曜日、13:00~16:00		
法律相談	毎月第1・3水曜日、13:00~16:00	法律問題全般	
行政相談	毎月第2・4水曜日、10:00~15:00	国・県・市などの行政サービス等に関す る要望・苦情など	
戸田地区行政相談 ※くるら戸田で実施	毎月第2水曜日(1・8月を除く)、 10:00~12:00		
多重債務相談	毎週金曜日、13:00~17:00	債務整理(自己破産、過払金返還請求等)、 消費契約問題、金銭トラブルなど	
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く)、 13:00~16:00	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後 見など	
不動産取引相談	毎月第1木曜日(1·5月を除く)、 13:00~16:00	不動産売買、賃貸借等に関する相談など	
測量・登記相談	毎月第2木曜日、13:00~16:00	測量・登記・境界問題等に関する相談など	

市制 100 周年を記念して、皆さんが管理している花壇等のコ ンクールを開催します。お庭等を花でいっぱいにした自慢の作 品をご応募ください。



②個人部門=市内に住む人

100 周年部門も同時開催!

別賞3点を選出します!!

①地域部門=市内の企業または自治会等の地縁団体

③公共施設部門=市内の学校、幼稚園、保育園

①~③の各部門に加えて、「100周年」

の要素(花を100本植えた、100の文

字をかたどった等)を盛り込んだ作品

については「100周年部門」にも追加で

応募できます。100周年部門からは特

等または公共施設等

部門





審査・表彰



各部門ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点 奨励賞 1 点を選出します(記念品あり)。 ※7月上旬に現地審査を実施します。 ※8月以降に表彰式を実施します。

応募方法

専用フォームまたは市ホー ムページ、市役所6階緑地公 園課にある所定の用紙を直接、 郵送またはファクスで



専用フォーム

応募期間

5月8日月~6月30日金(必着)

※詳細は、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

地震から命を守るために、高齢者や母子家庭世帯等を対象に

家具の固定を無料で実施しています。この機会に、地震に対す

広報ぬまづ

recruitment

市

0

0

年

花制

い周

NUMAZU CITY

郵間緑地公園課

2055-934-4795

L1

7

ぱ

募

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本 市では最大震度6強の強い揺れが想定され ています。

る備えをしませんか。

地震による家具の転倒は、怪我だけでな く避難の遅れの原因にもなります。いつ起 こるかわからない地震から命を守るため、 市では家具の固定を無料(取付費・金具代) で実施しています。



- ※固定後の家具の移動や金具の取り外し は行っていません。
- ※賃貸住宅では、家主等の了解が必要と なる場合があります。
- ※申込方法等の詳細は、お問い合わせください。

対象となる世帯

- ●満65歳以上の高齢者のみの世帯 (同一世帯に満18歳未満の人がいる場合も可)
- ●次の①~⑥に該当する人を含む世帯 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ④障害厚生年金・障害基礎年金の受給権がある人 ⑤要介護・要支援認定を受けている人 ⑥特定医療費受給者証または特定疾患医 療受給者証の交付を受けている人
- ●母子家庭世帯 母親及び満 18 歳未満の子のみの世帯 (同一世帯に満65歳以上の人がいる場合も可)

対象となる家具等

タンス・本棚・冷蔵庫・食器棚 など4品まで。

※扉の開閉防止は含まれません。希望者に は有料で実施します。

お知らせ

地 から命 で 家 を守 Ě を **B** る 定

🗐 🗐 危機管理課 2055-934-4803

ま

귤

め

広報ぬまづ2023.5.1 号 広報ぬまづ 2023.5.1 号 (